

令和2年7月10日

小樽商科大学 学生各位

危機対策本部長
穴沢 眞
教育担当副学長
鈴木 将史

課外活動施設の一部利用再開について

このことについて、7月10日以降の「ステップ3」の段階では、本学公認サークルの構成員及び当該サークルの顧問教員に限り、「小樽商科大学 課外活動時のルール」を遵守し、事前に活動承認願等の必要な書類を提出するなど、本学が求める指示に従うことを条件として、課外活動施設の一部の利用を認めることにしました。

これは、政府の方針や他大学の動向等を踏まえ、課外活動のうち、感染拡大防止に十分配慮した形で行われることが確認できるものについては、学生の皆さんが課外活動を通じ、より豊かな学生生活を営むことができるようにするため、なるべく早い段階で実施を認めていきたいと考えたからです。

課外活動時のルールや手続き等の詳細については、別途学生支援係から周知しますので、そちらを確認してください。

今回の課外活動施設の一部利用再開については、大学側で活動時のルール等一定の条件を付していますが、感染拡大を防げるかどうかは、最終的には学生の皆さん一人一人の行動に委ねられることとなります。今後、対面・複数人での課外活動を行う際は、感染の拡大を防止することを常に意識し、気を引き締めて活動に取り組むようにしてください。

活動時・施設利用時に本ルールの全てまたは一部の事項の遵守がなされず、感染防止策が十分講じられていないと大学が判断した場合、学内施設利用禁止や活動停止等の処分がなされる可能性があります。

また、今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、再度活動の中止を求める場合がありますので、本学のホームページをこまめに確認するようにしてください。

8月1日以降の「ステップ4」で活動を認める範囲や活動時の条件等については、ステップ3における活動や施設利用の状況等を踏まえながら引き続き検討していきます。

なお、6月19日付で公表した「学生の学内施設利用再開のロードマップ」において、ステップ3の段階では、課外活動施設については、「利用不可（一部施設の個人利用を検討中）」という案を示していましたが、公認サークルの一部施設での活動のみ条件付きで利用可能へと変更したのは、以下の点を考慮に入れたためです。

- 本学公認サークルの構成員のみを対象とすることで、万が一新型コロナウイルスの感染者が活動に参加していたことが判明した場合であっても、活動参加者の把握がしやすくなること
- 3月に、サークルの課外活動施設利用時に事前届出を求めるなどの利用制限を行った際、一部のサークル等において以下のような不適切な事案が生じていたため、各サークル団体がルールを遵守し、自ら責任をもって感染拡大防止に取り組む仕組みを作るとともに、個人利用と称してルールを逸脱する事態を防ぐ必要があったこと
 - ・学生支援係に事前に届け出た利用人数や利用方法で施設を利用していなかった。また、土足禁止の体育館に土足で立ち入っていた。
 - ・事前届出をせず、施設利用時に個人利用として施設利用名簿を記入の上、複数人でサークル活動と思しき活動を行っていた。

以上

(本件問い合わせ先)

学生支援課学生支援係

TEL : 0134-27-5245

E-mail : g-shien@office.otaru-uc.ac.jp